

「届出により算定が可能となる加算について」

加算名・単位・ 対象サービス	算定要件等
地域生活支援拠点等相談強化加算 (700単位/回) 【計画相談支援・障害児相談支援】	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れ対応を行った場合に算定（※短期入所事業所への受入回数（実績）に応じて月4回を限度に算定）
地域体制強化共同支援加算 (2,000単位/月) 【計画相談支援・障害児相談支援】	地域生活支援拠点等であること、又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携を確保するとともに協議会に定期的に参画している特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報提供を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に算定（※月1回を限度）
地域生活支援拠点等機能強化加算（Ⅰ） (500単位/月) 【計画相談支援・障害児相談支援】	自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスを運営し、拠点コーディネーターを常勤専従で1名以上配置している場合（※拠点コーディネーター1名につき月100回を限度）
地域生活支援拠点等機能強化加算（Ⅱ） (500単位/月) 【計画相談支援・障害児相談支援】	
地域生活支援拠点等に係る加算 (100単位/日) 【短期入所】	拠点等の届出があり、指定短期入所を行った場合に、利用開始日に加算（緊急時の受入に限らず加算）
地域生活支援拠点等に係る加算 (200単位/日) 【短期入所】	拠点等の届出があり、医療的ケアが必要な児者、重症心身障がい児者又は強度行動障がい有する児者に対し、指定短期入所を行った場合に、利用開始日に加算（緊急時の受入に限らず加算）
体験利用支援加算 (+50単位/日) 【生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A、B 型】	障がい者支援施設等において日中活動系サービスを利用する者が、地域移行支援を通じて障がい福祉サービスの体験利用をする場合（昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合）に加算
緊急時受入加算 (100単位/日) 【生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A、B 型】	平時からの関係機関との連絡調整に従事する者を配置する事業所において、障がいの特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に算定。
体験宿泊加算 (+50単位) 【地域移行支援】	Ⅰ) 体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの） Ⅱ) Ⅰかつ利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜帯を通じて必要な見守り等（配置又は複数回の巡回）を行った場合に加算
体験利用加算 (+50単位) 【地域移行支援】	障がい福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に 15 日以内に限り算定

<p>地域移行促進加算(Ⅰ) (120単位/日)</p> <p>【施設入所支援】</p>	<p>入所者が地域移行支援の体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を利用する際、地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合に加算</p>
<p>地域移行促進加算(Ⅱ) (60単位/日)</p> <p>【施設入所支援】</p>	<p>地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算(1月に3回を限度)</p>
<p>緊急時対応加算 (+50単位/回)</p> <p>【居宅介護・重度訪問介護・同行支援・行動支援・重度障害者等包括等支援】</p>	<p>個別支援計画に位置付けられていない支援を利用者又はその家族からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定(※月2回を限度)</p>
<p>緊急時支援加算Ⅰ (+50単位)</p> <p>【自立生活援助、地域定着支援】</p>	<p>緊急時において、利用者又はその家族からの要請に基づき、深夜に、速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算</p>